

③ 買主の検査・通知義務

■ 条文確認！

第 526 条（平成 30 年改正）

- 1 項 商人間の売買において、買主は、その売買の目的物を受領したときは、遅滞なく、その物を検査しなければならない。
- 2 項 前項に規定する場合において、買主は、同項の規定による検査により売買の目的物 が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを発見したときは、直ちに売主に対してその旨の通知を発しなれば、その 不適合を理由とする 履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。売買の目的物 が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないことを直ちに発見することのできない場合において、買主が六箇月以内にその 不適合を発見したときも、同様とする。
- 3 項 前項の規定は、売買の目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことにつき売主が悪意であった場合には、適用しない。

(1) **商人間**の売買においては、買主は、売買の目的物を受領したときは、遅滞なくその物を**検査**しなければならない（526 I）。

そして、売買の目的物が**種類、品質又は数量**に関して**契約の内容に適合しないこと**（＝契約不適合）を**発見**した場合には、売主がその**種類、品質又は数量**に関して**契約の内容に適合しないこと**につき**悪意**のときを除き、**直ちに**（直ちに発見することができない瑕疵のある場合は6ヵ月以内に）、売主にその旨の**通知**を発しなければならない。これをしなければ、**履行の追完請求、代金の減額請求、損害賠償請求**及び**契約解除**をすることができない（同 II・III）。

(2) なお、民法では、契約の内容に適合しない場合（＝契約不適合）は、買主は、売主に対し、履行の追完請求、代金減額請求、損害賠償請求及び解除をすることができるとされている（民562以下）。

過去問にチャレンジ！

- ① A株式会社は、輸入業者Bとの間で牛肉の売買契約を締結し、Aの仕入れ担当者が引渡しに立ち会った。4ヶ月後に、当該牛肉に狂牛病の可能性のある危険部位があることが分かったため、直ちにBに通知した。この場合に、AはBに対して売買契約の解除、代金の減額または損害賠償を請求することができる。(2009-36-1)

答【○】

解説 商人間の売買において、その目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないこと(すなわち、契約不適合)を直ちに発見することができない場合、買主は、目的物の受領後6ヵ月以内に契約不適合があることを発見して、直ちに売主にその旨の通知を發しなければ、履行の追完請求、代金減額請求、損害賠償請求又は契約解除をすることができない(商526Ⅱ)。本肢のAは、目的物の受領後4ヵ月後に当該牛肉に狂牛病の可能性のある危険部位があること、すなわち、契約不適合があることを発見し、直ちに売主にその旨の通知を發しているため、AはBに対して売買契約の解除、代金の減額又は損害賠償を請求することができる。